

科学研究費助成事業「新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』」の期末評価要綱

令和3年7月14日
学術研究支援基盤形成委員会決定

科学研究費助成事業「新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』」（以下「本制度」という。）の期末評価は、この評価要綱により行うものとする。

なお、本評価要綱における用語は、科学研究費助成事業-科研費-公募要領 新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』（以下「公募要領」という。）及び科学研究費助成事業「新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』」の運用方針（以下「運用方針」という。）によるものとする。

1 目的

- (1) 対象となる学術研究支援基盤（以下「プラットフォーム」という。「連携推進協議会」を含む。）の各支援活動の進捗状況を把握し、社会に対して明らかにするとともに、当該プラットフォームのその後の発展に資することを目的として行う。
- (2) 各プラットフォームの研究支援計画について、継続の可否を判定するほか、必要に応じ計画の変更、中止等の見直しを行う。

2 実施体制

科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会（以下「部会」という。）において行う期末評価に関する調査は、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成21年3月23日研究振興局長決定）に定める「学術研究支援基盤形成委員会」（以下「委員会」という。）において行うものとする。

3 時期及び方法

- (1) 期末評価は、実施期間終了年度に行う。
- (2) 期末評価の方法は、書面評価、ヒアリング及び合議によるものとする。

4 進め方

- (1) 委員会は、期末評価を行うプラットフォームについて、書面評価、ヒアリングを行ったのち、合議を行い、期末評価の調査結果を決定する。
- (2) 部会は、委員会の調査結果に基づき、合議により期末評価を決定する。

[書面評価、ヒアリングの進め方]

- (1) 委員会における書面評価、ヒアリングは、期末評価に係る公表用資料（別紙）、期末評価報告書、事業計画調書等を基に行う。
- (2) 各評価者は、「5（1） プラットフォームの評価に当たっての着目点」（連携推進協議会については、「5（2） 連携推進協議会の評価に当たっての着目点」）の各要素に着目し、「5（3） 評価基準」により評価を行う。

書面評価は、次のとおり行うこととする。原則として、プラットフォームごとに選定した2名程度の評価協力者に、評価意見書の作成を依頼する。また、委員会は、委員会に属する委員のうちから担当委員をプラットフォームごとに決定し、評価協力者の作成した評価意見書を参考とし、評価コメント票を作成する。

ヒアリングは、次のとおり行うこととする。

- ① 実施時期： 委員の出席状況等を鑑み、決定する
- ② 説明者： 研究支援代表者を含め4名以内（左記以外は、原則研究支援分担者）
- ③ 時間配分の目安

時間配分は、以下を目安とするが、効率的な運営のためにやむを得ない場合は、主査の判断により必要な範囲で増減することができる。

ア 説明者（研究支援代表者等）から事業の経過及び 今後の事業計画等について説明 (事前質問事項に対する回答を含む。)	15分	50分
イ 質疑応答	25分	
ウ 審議及びコメントの記載	10分	

[委員会における合議の進め方]

ヒアリングを行ったプラットフォームについて、「5（1） プラットフォームの評価に当たっての着目点」（連携推進協議会については、「5（2） 連携推進協議会の評価に当たっての着目点」）の各要素に着目し、総合的な判断の上、「5（3） 評価基準」により合議を行う。

5 評価に当たっての着目点等

（1） プラットフォームの評価に当たっての着目点

① 研究支援の活動状況

- ・ プラットフォームの目的に沿って研究支援活動を展開することで、我が国の学術研究の更なる発展に貢献しているか。
- ・ 先端技術基盤支援プログラムや研究基盤リソース支援プログラムにおいて求められる機能・役割を十分果たしているか。

（先端技術基盤支援プログラム）

- ・ 複数の施設や設備を組み合わせることにより、先端性又は学術的価値を有し、幅広い研究分野・領域や幅広い研究者の利用・ニーズのある技術支援等を行っているか。
- ・ その際、技術支援等の機能に応じて、最先端の研究設備や、学術的価値を有する共通的研究（技術）支援基盤等を有し、研究者のニーズ・実績が相当程度見込まれるものに精選し、効率的・効果的な取組となっているか。
- ・ 国内有数の施設・設備（技術）であって、他の施設・設備（技術）と比較した際、その機能、性能等に先端性（学術的価値）や特色を有し、それらを活かした効果的な支援を行っているか。
- ・ その施設・設備（技術）を運用する研究者等の研究能力やノウハウ等を含めた先端性（学術的価値）や特色を有し、それらを活かした効果的な支援を行っているか。
- ・ 当該施設・設備（技術）の代替手段として比較的容易に利用可能なものはないか。

（研究基盤リソース支援プログラム）

- ・ 支援対象となる研究分野の進展に不可欠であり、継続的かつ組織的な収集・保存・提供等の体制が必要なリソースであるか。
- ・ 利用する研究者のクリティカルマスが存在するリソースであるか。
- ・ 我が国固有の研究、あるいは我が国が優位性を有する研究を進めていく上で重要なリソースであるか。他の事業等で実施されているリソースとの区別、役割分担・連携が明確にされているか。
- ・ 研究者の個別のニーズに柔軟に対応し、個々の支援課題に対して付加価値を付ける支援を行うための工夫を講じ、効果的な取組となっているか。また、どのような付加価値を付けるかが明確にされているか。

（共通）

- ・ 研究支援活動のニーズ（プラットフォームを形成する中核機関又は連携機関以外に所属する研究者のニーズも含む。）を把握し、新興・融合分野の研究等を含めたより幅広い研究分野・領域に対応するための工夫を講じ、効果的な取組となっているか。
- ・ 民間企業等において既に行われている同種の有料サービスとの区別化が明確であり、学術研究上の公共性を有しているか。
- ・ （旧制度を発展強化するものののみ）分野特化型から分野横断型への転換が図られているか。
- ・ 審査、中間評価及びフォローアップの確認結果の所見等で指摘された事項について、適切な対応が図られているか。

- ② 研究支援活動による実績、情報発信
- ・プラットフォームの目的に照らして、期待された研究支援の実績をあげているか。
 - ・プラットフォームの研究支援活動やその成果について、研究支援の利用促進や成果発信等の観点から、積極的な普及に努めているか。
 - ・プラットフォームの研究支援を受けた課題において研究成果があがっているか。
- ③ 研究支援活動の実施体制・方法
- ・研究支援代表者は、研究支援業務を円滑に推進するための基本的な考え方を有するとともに、リーダーシップを發揮し、プラットフォームの運営において重要な役割を果たす能力を発揮しているか。
 - ・プラットフォームにおいて、中核機関及び連携機関の役割が明確であり、かつ、機関間の連携体制が保たれ、研究支援活動が効率的に行われるものとなっているか。
 - ・幅広い分野・領域を対象に多様なニーズに対応するため、研究支援業務を実施する個人・グループ（研究支援代表者、研究支援分担者及び研究支援協力者）の強み・特色を活かしたネットワークを構築し、研究支援活動の遂行に必要な能力を発揮しているか。
 - ・設備の効率的な運用や必要に応じた外部組織との連携などの工夫を講じ、効果的なプラットフォームを形成しているか。
 - ・プラットフォームの運営が安定的に行われるよう、応募時の確認書を踏まえ、中核機関として組織的な支援を行っているか。
 - ・支援を実施するために十分な高い技術を有するか。特に、設備の利用に係る指導・支援に関して、高度な専門能力と豊富な経験を有する技術支援者を配置し、研究支援活動の遂行に必要な能力を発揮しているか。
 - ・設備の利用機会の提供や技術支援に加えて、これらを通じて利用者に対し、研究面での相談等に適切に対応しているか。
 - ・利用機会の公平性や効果的な利用を確保するための工夫、より幅広い研究者の利用を促す校風（支援課題の開かれた募集、若手研究者への配慮等）を講じ、効果的な取組となっているか。
 - ・全体の活動情報の集約と発信、利用者に対する案内窓口としてワンストップサービスなどの情報発信・提供体制の工夫を講じ、効果的な取組となっているか。
 - ・技術支援者の実地研修、技術指導講習会等、交流活動（プラットフォームの提供する技術支援等に関わるワークショップ、シンポジウム等）の企画、実施など、技術支援等に係る次世代を担う人材の育成、異分野融合等を目的とした活動の工夫を講じ、効果的な取組となっているか。
 - ・研究支援業務の質の向上のための仕組み（利用者のニーズ・満足度、支援課題の効果・成果等を把握し、運営改善に確実に反映させるための措置など）を講じ、効果的な取組となっているか。
 - ・本制度による研究支援活動に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理がとられているか。
 - ・対象者の同意・協力を必要とする活動、個人情報の取扱いの配慮を必要とする活動、研究倫理上の対応を必要とする活動などの実施に当たって、適切な対策がとられているか。
- ④ 経費の使用状況
- ・研究支援活動に係る経費は有効に使用されているか。
- ⑤ プラットフォームの運営に関する工夫等
- ・利用料徴取のための工夫やその他プラットフォームの運営に関する工夫を講じているか。
- ⑥ 今後のプラットフォームの推進方策
- ・今後の研究支援活動において改善点や変更点がある場合、その内容は適切なものになっているか。
 - ・予定している研究支援活動に係る経費は適切であるか。また、各経費の必要性等が認められるか。

(2) 連携推進協議会の評価に当たっての着目点

- ① 連携推進協議会の取組の成果
- ・連携推進協議会の目的に照らして、十分に役割を果たし、効果的・効率的な取組を行ったか。

- ・審査、中間評価及びフォローアップの確認結果の所見等で指摘された事項等について、適切な対応が図られているか。
- ② 連携推進協議会による実績、情報発信
- ・連携推進協議会の目的に照らして、各プラットフォーム間の連携促進・調整・情報共有の実績をあげているか。
 - ・連携推進協議会を構成する各プラットフォームの研究支援の利用促進や成果発信等の観点から、積極的な普及に努めているか。
- ③ 連携推進協議会の実施体制
- ・連携推進協議会において、本協議会を構成するプラットフォーム間の連携体制が保たれ、取組が効率的に行われるものとなっているか。
 - ・本制度による取組に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理がとられているか。
- ④ 経費の使用
- ・連携推進協議会の取組に係る経費は有効に使用されているか。
- ⑤ 今後の連携推進協議会の推進方策
- ・これまでの取組の実績、成果に照らして、今後の取組の計画は適切なものになっているか。
 - ・今後の取組において改善点や変更点がある場合、その内容は適切なものになっているか。
 - ・予定している取組に係る経費は適切であるか。また、各経費の必要性等が認められるか。

(3) 評価基準

<プラットフォーム・連携推進協議会の評価>

評点	評価基準
A	プラットフォーム（連携推進協議会）の目的に照らして、期待どおりの成果が認められるため、今後も学術研究の更なる発展への貢献が期待できる
A-	プラットフォーム（連携推進協議会）の目的に照らして、一部活動が十分ではなかったが、概ね期待どおりの成果が認められるため、今後も学術研究の更なる発展への貢献が期待できる
B	プラットフォーム（連携推進協議会）の目的に照らして、十分な活動ではなかったが、一定の成果が認められる
C	プラットフォーム（連携推進協議会）の目的に照らして、期待された成果があげられなかった

<経費の査定案>

評点	評価基準
◎	計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
無印	標準的な充足率であれば計画の遂行が可能である
△	計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	経費の内容に問題がある

6 評価結果等の開示

各評価者の個別評価が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を研究支援代表者に通知する。また、委員会における所見及び研究支援代表者が作成した評価資料は公表する。

7 利害関係者の排除

利害関係者の排除の方針は、次のとおりとする。

- (1) 評価者は、自ら研究支援代表者若しくは研究支援分担者(以下「研究支援代表者等」という。)又は中核機関の役員である場合においては、プラットフォームの評価に参画しないものとする。また、評価者がプラットフォームから支援を受けている場合も、当該プラットフォームの評価に参画しないものとする。
- (2) 評価者が、プラットフォームの研究支援代表者等との関係において、次に掲げるものに該当

すると自ら判断する場合又は委員会において評価に参画しないことが適當との判断がなされた場合は、評価に参画しないものとする。

- ① 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ② 繁密な共同研究を行う関係（例えば、「共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究会への参加」を通じ繁密な関係にある者）
- ③ 同一講座（研究室）において同一の研究を行う所属関係
- ④ 密接な師弟関係
- ⑤ 当該プラットフォームの評価に参画することにより公正性が失われると見なされる恐れのある対立的な関係若しくは競争関係
- ⑥ ①～⑤のほか、評価者が自ら強い利害関係を有すると判断する関係

評価者は上記に留意し、利害関係の事実あるいは可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該プラットフォームについての評価を行わないこととし、合議においても当該プラットフォームに関する個別審議の際は退席し、議論や判断に加わらないこととする。

8 その他

期末評価を行った年度においては、期末評価をもって運用方針第8条第2項に定めるフォローアップ並びに第3項及び第4項に定める取組実施状況の確認等に代えることとする。

期末評価に係る公表用資料

1. プラットフォームの目的及び意義

2. 研究支援活動の進展状況及び成果の概要

注) 本資料の内容は、期末評価終了後公表するものである。